

生命環境科学研究科生命産業科学専攻学位論文（博士）審査基準

（審査体制）

博士論文審査委員会は、主査予定教員（研究指導担当認定者）と、専攻教員から3名以上（うち1名は他専攻あるいは他研究科の教員、あるいは他研究機関の研究者を含むことができる）、計4名以上によって構成される。

学位論文審査委員会は専攻が定める審査期間内に論文審査および最終試験を行い、下記審査基準に照らして合議による総合評価を行う。

（評価項目）

学位論文の審査に関する項目

- 1 タイトル
研究成果を簡潔かつ適切に示していること。
- 2 研究目的
内外の先行研究を包括的に把握した上で研究課題との関連性を明示し、研究の独創性・進歩性が明確に引き出されていること。
- 3 研究方法
研究方法が適切に選択されており、かつ第三者による検証が可能であること。
選択した研究手法において各種規制や研究倫理が遵守されていること。
- 4 研究成果・考察
研究方法に従って適切に行われ、図表等による明解な提示がなされていること。
これまでの知見に照らして矛盾のない学術的な解釈がなされていること。
データの取り扱いにおいて各種規制や研究倫理が遵守されていること。
- 5 結論
研究内容が当該研究分野に新たな進展をもたらすものであると結論づけられていること。
- 6 文献・資料の引用や利用が適切になされており、研究倫理が遵守されていること。

最終試験の審査に関する項目

- 1 生命産業に関する基礎から応用まで含む広範な知識を習得し、国際的に貢献するという明確な意志および態度をもっていること。

- 2 生命産業に関わる社会の問題について、解決しなければならない課題の設定および問題解決のための具体的な手段を考案・開発し、社会に提示することができること。
- 3 国際的な組織の中で与えられた役割を果たすために、外国語能力を含む十分なコミュニケーション能力を備えており、組織運営への貢献および積極的なリーダーシップをとることができること。
- 4 国際環境・情勢に対応し、政策・規制や産業化について実務対応ができること。

(評価基準)

博士の学位は、筑波大学大学院学則に規定された要件を充足したうえで、上記審査基準すべてを満たす学位論文を提出し、かつ最終試験に合格した者に授与する。